

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ コンピュータ2000年対応費の取扱い

Q : 当社のコンピュータシステムでは、西暦を下2桁で処理しており、「2000年問題」に対応するためシステムの見直しをしなければなりません。このシステムの見直しにかかる費用の取扱いを教えてください。

A : 「2000年問題」対応だけなら、修繕費として一時の損金算入が認められます。

【解説】

西暦を下2桁で処理しているコンピュータシステムでは、2000年が「00年」となり、1900年か2000年かの判断ができなくなるため、日付に関する部分を下2桁処理から下4桁処理に変更するなどの対応が必要になっているようです。

コンピュータソフトの改修費用は、税務上一般的に繰延資産として均等償却をすることになります。

ただし、上記のような「2000年問題」に対応するための「日付処理」の部分にかかる修正だけのものであれば、実質的にソフトの価値を高めたとはいえず、本来の意味でのバージョンアップとはいえないという見方から、支出された費用を修繕費等として一時の損金に算入することが認められるようです。

なお、2000年問題への対応と同時にソフトのバージョンアップを行うような場合には、2000年対応費だけを明確に区分すればその部分については修繕費とすることができますが、そうでない場合は全体が繰延資産とされます。

